



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年5月20日金曜日 第2268号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則.....	483
愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則.....	484

告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低 限度額及び最高限度額の一部改正.....	487
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....	487
土地収用法に基づく事業の認定.....	488
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	489
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	489
土地改良区の定款変更の認可.....	491
指定道路の指定.....	491

兼用工作物の管理の方法について.....	492
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	492
建設業者の許可の取消し.....	494
道路の区域変更（一般国道440号外）.....	495
土地改良区役員の就退任の届出.....	495
土地改良区の定款変更の認可.....	495
市営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	495

教育委員会公告

平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の 出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について...	496
平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施.....	496

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団 体.....	497
---	-----

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月20日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>（誓約書）</p> <p>第12条 前条第3項の規定により入学を許可された者_____は、入学と同時に身元保証人2人と連署した誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 身元保証人は、独立の生計を営む成年者_____でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>様式第2号（第12条関係） 誓約書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 60%;"></td><td style="text-align: right;">住 所</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">職 業</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">身元保証人</td><td style="text-align: right;">氏 名</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">生年月日</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">住 所</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">職 業</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">身元保証人</td><td style="text-align: right;">氏 名</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">生年月日</td></tr> </table> </div>		住 所		職 業	身元保証人	氏 名		生年月日		住 所		職 業	身元保証人	氏 名		生年月日	<p>（誓約書）</p> <p>第12条 前条第3項の規定により入学を許可された者（以下「学生」という。）は、入学と同時に身元保証人2人と連署した誓約書（様式第2号）を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 身元保証人は、独立の生計を営む成年者で、<u>県内に住所を有するもの</u>でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>様式第2号（第12条関係） 誓約書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr><td style="width: 60%;"></td><td style="text-align: right;">住 所</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">職 業</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">身元保証人</td><td style="text-align: right;">氏 名</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">生年月日</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">本人との続柄（_____）</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">住 所</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">職 業</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">身元保証人</td><td style="text-align: right;">氏 名</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">生年月日</td></tr> </table> </div>		住 所		職 業	身元保証人	氏 名		生年月日		本人との続柄（_____）		住 所		職 業	身元保証人	氏 名		生年月日
	住 所																																		
	職 業																																		
身元保証人	氏 名																																		
	生年月日																																		
	住 所																																		
	職 業																																		
身元保証人	氏 名																																		
	生年月日																																		
	住 所																																		
	職 業																																		
身元保証人	氏 名																																		
	生年月日																																		
	本人との続柄（_____）																																		
	住 所																																		
	職 業																																		
身元保証人	氏 名																																		
	生年月日																																		

6 六次産業化法第10条第2項に規定する資金	12年以内	5年以内
7 省略		

3 省略

(借受資格)

第4条 貸付金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)~(4) 省略

(5) 林業・木材産業改善措置を支援するための措置(以下「支援措置」という。)を実施する認定中小企業者(当該認定中小企業者が団体である場合において、その構成員が当該支援措置を実施する場合における当該認定中小企業者を含む。)又は促進事業者であって、次のいずれにも該当しないもの

ア~オ 省略

2 省略

(貸付資格の認定)

第5条 省略

2 知事は、前項の認定(以下「認定」という。)の申請があったときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者(促進事業者である申請者が団体である場合におけるその団体を構成する者を除く。))が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置(認定中小企業者又は促進事業者である申請者にあつては、支援措置)を実施することにより、その経営(認定中小企業者である申請者にあつてはその支援する林業・木材産業改善措置を実施する林業従事者等(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)の経営とし、促進事業者である申請者にあつてはその支援する林業・木材産業改善措置を実施する六次産業化法第3条第1項の林業者の経営とする。)を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合であつて、当該林業・木材産業改善措置(認定中小企業者又は促進事業者である申請者にあつては、その支援する林業・木材産業改善措置)の内容が次の各号(認定中小企業者である申請者にあつては第1号から第4号まで、促進事業者である申請者にあつては第1号、第3号及び第4号)のいずれかに該当するときに限り、認定をするものとする。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(農工商等連携促進法第12条第2項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあつては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

(融資機関が行う貸付けの手続等)

第15条 第2条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、融資機関が行う林業従事者等、認定中小企業者及び促進事業者に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

6 省略		

3 省略

(借受資格)

第4条 貸付金の借受者たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)~(4) 省略

(5) 支援措置

_____を実施する認定中小企業者_____

_____であつて、次のいずれにも該当しないもの

ア~オ 省略

2 省略

(貸付資格の認定)

第5条 省略

2 知事は、前項の認定(以下「認定」という。)の申請があったときは、その申請者(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者_____)が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置(認定中小企業者_____である申請者にあつては、支援措置)を実施することにより、その経営(認定中小企業者である申請者にあつては、その支援する林業・木材産業改善措置を実施する林業従事者等(その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者)の経営_____)を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合であつて、当該林業・木材産業改善措置(認定中小企業者_____である申請者にあつては、その支援する林業・木材産業改善措置)の内容が次の各号(認定中小企業者である申請者にあつては、第1号から第4号まで_____)のいずれかに該当するときに限り、認定をするものとする。

(1)~(6) 省略

3・4 省略

(県貸付金の貸付けの手続等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(農工商等連携促進法第12条第2項_____に規定する資金に係る県貸付金にあつては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5~9 省略

(融資機関が行う貸付けの手続等)

第15条 第2条から第6条まで及び第8条から第13条までの規定は、融資機関が行う林業従事者等及び認定中小企業者_____に対する林業・木材産業改善資金の貸付けについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

省略

2 省略

(書類の経由等)

第16条 第5条第1項、第6条第1項及び第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第1号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第1号団体」という。)、同項第4号に掲げる者及び同項第5号に掲げる者(認定中小企業者¹にあつては、同項第1号に掲げる者、第1号団体又は同項第4号に掲げる者と連携するもの²に限る。以下「第1号連携認定中小企業者等」という。)であるときはその者の住所地(当該住所地と林業・木材産業改善措置又は支援措置の施行地とが異なる場合にあっては、当該施行地)をその地区区内を含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号に掲げる事業を行う森林組合(以下「森林組合」という。)を、第4条第1項第2号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第2号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第2号団体」という。)及び同項第5号に掲げる者(同項第2号に掲げる者又は第2号団体と連携する認定中小企業者に限る。以下「第2号連携認定中小企業者」という。)であるときは愛媛県木材製材協同組合(以下「県木協組」という。)を通じ、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるとき及び愛媛県森林組合連合会(以下「県森連」という。)又は県木協組(以下「県森連等」という。)が当該書類を提出しようとするときは、森林組合又は県木協組(以下「事務取扱機関」という。)を通じる必要はないものとする。

2 省略

3 第6条第3項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、第1号団体、同項第4号に掲げる者及び第1号連携認定中小企業者等³であるときは森林組合を通じ、及び県森連を経由して、第4条第1項第2号に掲げる者、第2号団体及び第2号連携認定中小企業者であるときは県木協組を経由して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、森林組合を通じる必要はないものとする。

4・5 省略

様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

省略

注1 省略

2 林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号)の写しを添付すること。

様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

省略

注1 省略

2 林業従事者等、認定中小企業者又は促進事業者から提出のあった林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書(様式

とする。

省略

2 省略

(書類の経由等)

第16条 第5条第1項、第6条第1項及び第12条第2項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第1号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第1号団体」という。)、同項第4号に掲げる者及び同項第5号に掲げる者(____同項第1号に掲げる者、第1号団体又は同項第4号に掲げる者と連携する認定中小企業者に限る。以下「第1号連携認定中小企業者」という。)であるときはその者の住所地(当該住所地と林業・木材産業改善措置又は支援措置の施行地とが異なる場合にあっては、当該施行地)をその地区区内を含む森林組合法(昭和53年法律第36号)第9条第2項第1号に掲げる事業を行う森林組合(以下「森林組合」という。)を、第4条第1項第2号に掲げる者、同項第3号に掲げる者(同項第2号に掲げる者の組織する団体に限る。以下「第2号団体」という。)及び同項第5号に掲げる者(同項第2号に掲げる者又は第2号団体と連携する認定中小企業者に限る。以下「第2号連携認定中小企業者」という。)であるときは愛媛県木材製材協同組合(以下「県木協組」という。)を通じ、所轄の地方局長(以下「地方局長」という。)を経由するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認められるとき及び愛媛県森林組合連合会(以下「県森連」という。)又は県木協組(以下「県森連等」という。)が当該書類を提出しようとするときは、森林組合又は県木協組(以下「事務取扱機関」という。)を通じる必要はないものとする。

2 省略

3 第6条第3項の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者が第4条第1項第1号に掲げる者、第1号団体、同項第4号に掲げる者及び第1号連携認定中小企業者⁴であるときは森林組合を通じ、及び県森連を経由して、第4条第1項第2号に掲げる者、第2号団体及び第2号連携認定中小企業者であるときは県木協組を経由して知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、森林組合を通じる必要はないものとする。

4・5 省略

様式第12号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

省略

注1 省略

2 林業従事者等又は認定中小企業者____から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第6号)の写しを添付すること。

様式第13号(第15条関係) 林業・木材産業改善資金県貸付金償還金支払猶予申請書

省略

注1 省略

2 林業従事者等又は認定中小企業者____から提出のあった林業・木材産業改善資金償還金支払猶予申請書(様式

第8号)の写しを添付すること。

第8号)の写しを添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第659号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成23年5月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,317円	12,750円	20歳未満	4,575円	13,255円
20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円	20歳以上25歳未満	5,115円	13,255円
25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円	25歳以上30歳未満	5,777円	13,837円
30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円	30歳以上35歳未満	6,349円	16,712円
35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円	35歳以上40歳未満	6,844円	19,454円
40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円	40歳以上45歳未満	7,088円	22,362円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円	45歳以上50歳未満	7,016円	23,916円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円	50歳以上55歳未満	6,612円	24,900円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円	55歳以上60歳未満	5,906円	23,499円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円	60歳以上65歳未満	4,634円	20,364円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円	65歳以上70歳未満	4,030円	14,419円
70歳以上	3,940円	12,750円	70歳以上	4,030円	13,255円

○愛媛県告示第660号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額(平成8年5月愛媛県告示第748号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成23年5月20日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,530円を超えるときは、104,530円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が56,720円以下であるときに限る。)	月額56,720円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,270円を超えるときは、52,270円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。)	月額28,360円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,730円を超えるときは、104,730円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が56,790円以下であるときに限る。)	月額56,790円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,370円を超えるときは、52,370円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,400円以下であるときに限る。)	月額28,400円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

○愛媛県告示第661号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成23年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称

- 八幡浜市
- 2 事業の種類
八幡浜市双岩コミュニティ公園整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分
愛媛県八幡浜市若山地内

- (2) 使用の部分
なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市若山地区を起業地とする「八幡浜市双岩コミュニティ公園整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、八幡浜市が設置する公園に関する事業であることから、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、八幡浜市議会において八幡浜市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、八幡浜市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

八幡浜市には、スポーツを中心としたコミュニティづくりの拠点として、市民スポーツセンターと市民スポーツパークがあり、健康づくり、交流及び生涯学習の場として広く利用されている。

しかし、急速に高齢化が進行する同市では、交通手段を持たない高齢者等が、自分の住んでいる身近な地域で気軽に健康づくりや世代を超えた交流のできる生涯学習の場が少なく、世代間に隔たりが生じてきている。

これらの問題を解消するため、市の総合計画においても、青少年の育成、地域の活性化、高齢者の生きがいづくり等を目指す総合型地域スポーツクラブの育成を図るとともに、身近なスポーツ・レクリエーション環境の整備に努めることとしており、本件事業は、グラウンド・ゴルフ等の活動に熱心な双岩地区に、グラウンド・ゴルフ、クローカー、フットサル、イベント等のできる多目的広場、子どもの遊べるふれあい広場及び利用者のための休憩所を備えたコミュニティ公園を整備し、「健康づくり」「生涯学習」「交流」をテーマとした地域づくりの先進的モデルとしていくものである。

本件事業の施行により、地域に住む人たちがスポーツ・レクリエーション活動という共通の話題を持ち、世代を超えて交流を深めることができる環境の整備に寄与するものと認められる。

また、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は大規模で環境へ大きく影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

- (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

八幡浜市双岩地区では生涯スポーツ施設整備に対する要望も強く、高齢化率が非常に高い同地区においてしっかりした基礎コミュニティを築くためには、世代を超えた交流を促進し、住民の手による自発的な地域活動を活性化させることが急務であり、高齢化する地域のニーズに即応する環境の早急な整備が必要であると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

八幡浜市役所

○愛媛県告示第662号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、西予都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成23年 5月20日

愛媛県知事 中村 時 広

○愛媛県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町安井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した

旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 實	西条市小松町安井甲448番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地 2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11
監 事	茅 原 道 夫	西条市小松町安井甲113番地
"	佐 伯 民 助	西条市小松町安井甲204番地 5

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	茅 原 明	西条市小松町安井甲210番地
"	曾我部 司	西条市小松町安井甲280番地
"	今 井 正 富	西条市小松町安井甲101番地
"	渡 部 實	西条市小松町安井甲448番地
"	伊 藤 清 繁	西条市小松町安井甲399番地 2
"	今 井 央	松山市南久米町453番地11
監 事	茅 原 道 夫	西条市小松町安井甲113番地
"	佐 伯 民 助	西条市小松町安井甲204番地 5

○愛媛県告示第664号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町妙口北川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 重 信	西条市小松町妙口甲104番地
"	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2
"	木 村 哲 雄	西条市小松町妙口甲11番地 2
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	瀬 川 俊 文	西条市小松町妙口甲235番地
"	一 色 清	西条市小松町新屋敷甲1511番地
"	三 木 康 弘	西条市小松町北川148番地
"	高 橋 昌 展	西条市小松町北川253番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	塩 崎 浩 司	西条市小松町妙口甲1623番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 重 信	西条市小松町妙口甲104番地
"	参 川 忠 男	西条市小松町妙口甲1546番地 2

"	塩 崎 進	西条市小松町妙口甲1623番地
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	伊 藤 篤 志	西条市小松町妙口甲1486番地 2
"	今 井 章 雅	西条市小松町北川151番地 2
"	宇佐美 通 晴	西条市小松町北川383番地
"	渡 部 芳 孝	西条市小松町北川192番地
監 事	真 鍋 駒 次	西条市小松町北川283番地第 2
"	今 井 勝 二	西条市小松町妙口甲1510番地

○愛媛県告示第665号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 治 郎	新居浜市徳常町 4 - 38

○愛媛県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	松 木 正 英	新居浜市萩生1219
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	森 賀 繁 則	新居浜市萩生1095 - 1
"	森 忠 則	新居浜市萩生1137
"	村 上 晋 太 郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	徳 永 秀 隆	新居浜市萩生1432 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	福 田 満 寿 夫	新居浜市萩生491
"	福 田 惇 子	新居浜市萩生1006
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
"	福 田 勝 久	新居浜市萩生1008

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	飯 尾 利 治	新居浜市萩生1394
"	高 橋 博 敏	新居浜市萩生1175
"	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1

"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	森 忠 則	新居浜市萩生1137
"	村 上 晋太郎	新居浜市萩生1347 - 5
"	森 川 伊勢松	新居浜市萩生1430 - 4
"	森 賀 昇	新居浜市萩生1444
"	渡 辺 明	新居浜市萩生453 - 2
"	武 田 毅	新居浜市萩生551 - 4
"	伊 藤 健 一	新居浜市大生院523
"	加 藤 久 幸	新居浜市大生院471
監 事	森 元 一 夫	新居浜市萩生1369
"	合 田 明 治	新居浜市萩生1371
"	秦 哲 久	新居浜市大生院587

○愛媛県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町明穂土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 博	西条市小松町明穂甲294番地 2
"	今 井 武 行	西条市小松町明穂甲549番地
"	玉 井 静 正	西条市小松町明穂甲330番地
"	玉 井 保 幸	西条市小松町北川69番地 5 大開第 1 団地269号
"	山 本 幸 二	西条市小松町明穂甲274番地 1
"	今 井 良 典	西条市小松町明穂甲562番地 1
監 事	工 藤 一 孝	西条市小松町明穂甲243番地 1
"	村 上 浩	西条市小松町明穂甲193番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 直 行	西条市小松町明穂甲643番地
"	丹 学	西条市小松町明穂甲554番地
"	日 野 雅 明	西条市小松町明穂甲223番地 2
"	徳 永 茂	西条市小松町明穂甲220番地 2
"	合 田 かすみ	西条市小松町新屋敷甲349番地 3
"	玉 井 祐 逸	西条市小松町明穂甲520番地
監 事	佐 伯 優	西条市小松町明穂甲297番地 2
"	玉 井 秀	西条市小松町明穂甲656番地 2

○愛媛県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、小松町妙口土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 井 茂	西条市小松町妙口甲606番地 2
"	和 田 孝 行	西条市小松町妙口甲1240番地 2
"	曾 我 正 富	西条市小松町妙口甲1086番地 1
"	高 橋 正 博	西条市小松町妙口甲1025番地
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	青 野 克 之	西条市小松町妙口甲1150番地 1
"	玉 置 彰 士	西条市小松町妙口甲977番地 3
"	黒 川 好 輝	西条市小松町妙口甲556番地 2
監 事	近 藤 昌 幸	西条市小松町妙口甲157番地 2
"	藤 田 貴 夫	西条市小松町妙口甲765番地 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	別 宮 重 男	西条市小松町妙口甲326番地 5
"	玉 置 康 春	西条市小松町妙口甲1019番地
"	赤 堀 保	西条市小松町妙口甲1133番地第 2
"	松 井 茂	西条市小松町妙口甲606番地 2
"	高 橋 正 博	西条市小松町妙口甲1025番地
"	和 田 孝 行	西条市小松町妙口甲1240番地 2
"	村 上 好 典	西条市小松町妙口甲148番地 3
"	曾 我 正 富	西条市小松町妙口甲1086番地 1
監 事	近 藤 昌 幸	西条市小松町妙口甲157番地 2
"	藤 田 貴 夫	西条市小松町妙口甲765番地 4

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西条市氷見土地改良区の定款の変更を認可した。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

○愛媛県告示第670号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 5月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第 1 項第 5 号
- 2 指定年月日
平成23年 5月11日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字小丁子376番 1 の一部、88番 1 の一部及び388番 3 の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 84.94メートル
(2) 幅員 4.00メートル

○愛媛県告示第671号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 5 月20日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川引野川水系引野川	引野川右岸堤防	越智郡上島町弓削引野743番地先から越智郡上島町弓削引野255番地先まで	道路管理者 上島町 越智郡上島町弓削下弓削210番地
〃	引野川左岸堤防	越智郡上島町弓削引野255番地先から越智郡上島町弓削引野234番地先まで	〃

2 管理の内容

- 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 5 月20日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目1番1号
〃	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3番10号
〃	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号
〃	堀 川 博	松山市居相四丁目19番30号
〃	玉乃井 實	松山市居相一丁目3番8号
〃	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
〃	今 村 敬 三	松山市居相四丁目2番12号
監 事	今 村 旭	松山市居相五丁目8番5号
〃	清 水 良 三	松山市居相二丁目5番32号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 良 昭	松山市居相二丁目1番1号
〃	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号
〃	玉乃井 實	松山市居相一丁目3番8号
〃	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
〃	今 村 敬 三	松山市居相四丁目2番12号
〃	堀 川 博	松山市居相四丁目19番30号
〃	今 村 省 三	松山市居相三丁目8番1号
監 事	今 村 旭	松山市居相五丁目8番5号
〃	清 水 良 三	松山市居相二丁目5番32号

○愛媛県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5 月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
〃	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815番地
〃	寺 本 政 義	松山市下伊台町544番地
〃	松 田 文 和	松山市上伊台町683番地
〃	重 松 一 広	松山市下伊台町1733番地 2
〃	吉 田 正 志	松山市下伊台町299番地 2
〃	松 岡 孝 雄	松山市下伊台町1021番地
〃	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005番地
〃	河 野 正 幸	松山市下伊台町1708番地 6
〃	山 本 誠	松山市上伊台町757番地
〃	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
〃	中 野 博	松山市上伊台町145番地
〃	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	西 山 国 広	松山市下伊台町1458番地 2
〃	三 好 清 敏	松山市下伊台町451番地
〃	川 端 俊 典	松山市上伊台町205番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	玉 井 義 明	松山市下伊台町1815番地
〃	寺 本 政 義	松山市下伊台町544番地
〃	神 野 健	松山市下伊台町1196番地

"	谷 久 富士男	松山市下伊台町809番地 2
"	吉 田 正 志	松山市下伊台町299番地 2
"	松 岡 孝 雄	松山市下伊台町1021番地
"	山 本 公 弘	松山市下伊台町1005番地
"	松 本 英 治	松山市下伊台町1776番地
"	山 本 誠	松山市上伊台町757番地
"	松 浦 景 一	松山市上伊台町912番地 4
"	中 野 博	松山市上伊台町145番地
"	川 端 悦 延	松山市上伊台町203番地
監 事	西 山 国 広	松山市下伊台町1458番地 2
"	中 山 忠 昭	松山市上伊台町706番地
"	松 本 泉	松山市下伊台町1003番地

○愛媛県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	岡 本 久	松山市南斎院町287番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1047番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 番 8 号
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
監 事	森 英 徳	松山市北斎院町397番地
"	烏 谷 健	松山市別府町387番地 1
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 2 番14号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	岡 本 久	松山市南斎院町287番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 番 8 号

"	相 原 義 孝	松山市竹原町一丁目10番19号
監 事	森 英 徳	松山市北斎院町397番地
"	烏 谷 健	松山市別府町387番地 1
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	竹 内 嘉 重	松山市高岡町260番地

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3 号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5 番 1 号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3 号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 番27号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
監 事	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 番24号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 番 6 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	江 戸 貴 幸	松山市畑寺三丁目15番32号
"	山 本 章 二	松山市畑寺二丁目10番 3 号
"	山 本 武	松山市畑寺二丁目18番17号
"	高 田 敏 充	松山市畑寺一丁目 5 番 1 号
"	林 賢 二	松山市畑寺二丁目16番 3 号
"	江 戸 正 一	松山市畑寺三丁目15番13号
"	江 戸 通 敏	松山市畑寺二丁目 8 番27号
"	江 戸 幸 男	松山市畑寺三丁目17番25号
"	朝 山 春 一	松山市畑寺四丁目 4 番 3 号
監 事	朝 山 和 孝	松山市畑寺四丁目 3 番24号
"	森 川 恵 克	松山市畑寺一丁目 1 番 6 号

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北野田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田230番地

"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	相 原 俊 樹	東温市北野田147番地
"	森 泰 雄	東温市北野田827番地 3
"	武 智 南	東温市北野田1224番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 見 和 政	東温市北野田239番地
"	牧 秀 宣	東温市北野田663番地
"	安 井 浩 二	東温市北野田152番地
"	東 倉 又 計	東温市北野田111番地 1
"	高 見 隆 雄	東温市北野田137番地
"	相 原 俊 樹	東温市北野田147番地
"	森 泰 雄	東温市北野田827番地 3
"	松 田 宣 武	東温市北野田632番地
"	八 塚 長 規	東温市北野田838番地
"	牧 隆 司	東温市北野田791番地
監 事	明 賀 英 樹	東温市北野田117番地
"	牧 清 行	東温市北野田763番地

○愛媛県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地

○愛媛県告示第678号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 22) 第11937号	平成22年 6月16日	秀誠建設	多川 秀一	松山市長師1466	平成23年 4月4日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(特 - 18) 第721号	平成19年 3月28日	中島建設(株)	能田 一心	松山市長師410 - 1	平成23年 4月7日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第16120号	平成19年 6月7日	(有)四国エレベーター	日田 清次	松山市竹原4 - 2 - 34	平成23年 4月12日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
						大工工事業、左官工事 とび・土工工事業 石工事業、屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業	

"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	尾 形 節 夫	松山市平井町2785番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	重 信 卓 夫	松山市平井町360番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	高 市 良 一	松山市平井町1560番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	仙 波 雄 二	松山市平井町2975番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	松 澤 擴	松山市平井町2507番地 1
"	重 信 公 雄	松山市平井町604番地 2
"	三 上 宗 利	松山市平井町3007番地

(特 - 19)第770号	平成19年 4月9日	黒川建設(株)	黒川照勇喜	松山市北久米町873 - 1	平成23年 4月15日	鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業、建具工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 18)第6237号	平成18年 7月7日	谷岡塗装	谷岡 高行	松山市北井門5 - 19 - 4	平成23年 4月21日	塗装工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第13969号	平成19年 9月3日	エスアイ精工(株)	渡辺 英勝	松山市高岡町66	平成23年 4月22日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第14858号	平成18年 11月13日	四国サブマリン	濱本 甚三	松山市湊町4 - 9 - 22	平成23年 4月27日	とび・土工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 5月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字横野5712番から 同字横野6017番まで	旧	メートル 5 2 ~ 66 6	キロメートル 0 821	
			新	10 7 ~ 58 3	0 857	
県 道	野村柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字横野6017番から 同字横野5710番 2 まで	旧	5 2 ~ 66 6	0 821	
			新	10 7 ~ 58 3	0 857	

○愛媛県告示第680号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、城川町魚成土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 5月20日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	志 波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	河 野 清 一	西予市城川町魚成3958番地
"	矢 野 勝 幸	西予市城川町魚成1687番地
"	松 根 保	西予市城川町魚成1705番地
"	山 内 仁	西予市城川町魚成1413番地
"	土居原 清 一	西予市城川町魚成1436番地
"	矢 野 政 嗣	西予市城川町魚成4134番地
"	若 宮 理 明	西予市城川町魚成4266番地
"	兵 頭 和 満	西予市城川町魚成3631番地
"	河 野 稔	西予市城川町魚成3932番地
"	河 野 徳 夫	西予市城川町魚成5160番地
"	青 木 千 代 子	西予市城川町魚成4978番地
"	河 野 康 彦	西予市城川町魚成4983番地
"	松 浦 輝 香	西予市城川町魚成4638番地
監 事	矢 野 昌 之	西予市城川町魚成1700番地
"	宮 脇 亨	西予市城川町魚成791番地
"	村 上 克 也	西予市城川町魚成2912番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	浅 野 秀 三 郎	西予市城川町魚成4030番地
"	志 波 豊	西予市城川町魚成4594番地
"	山 内 雅 彦	西予市城川町魚成1898番地
"	岡 田 幸 二	西予市城川町魚成846番地
"	白 石 敬 二	西予市城川町魚成1266番地
"	松 根 保	西予市城川町魚成1705番地
"	土居原 要	西予市城川町魚成1612番地
"	山 内 仁	西予市城川町魚成1413番地
"	河 野 清 一	西予市城川町魚成3958番地
"	富 永 満 美	西予市城川町魚成5197番地
"	伊 井 賢 次	西予市城川町魚成3623番地
"	河 野 正 弘	西予市城川町魚成5073番地
"	青 木 利 光	西予市城川町魚成4858番地
監 事	矢 野 政 嗣	西予市城川町魚成4134番地
"	河 野 通	西予市城川町魚成2592番地
"	河 野 康 彦	西予市城川町魚成4983番地

○愛媛県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、城川町魚成土地改良区の定款等の変更を認可した。

平成23年 5月20日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第682号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助事業

(かんがい排水)内田地区)の施行は適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 5月20日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(県単独補助事業(かんがい排水)内田地区)計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成23年 5月23日から 6月20日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

○愛媛県告示第683号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助事業(かんがい排水)鴨田地区)の施行は適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年 5月20日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 市営土地改良事業(県単独補助事業(かんがい排水)鴨田地区)計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成23年 5月23日から 6月20日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所津島支所

教育委員会公告

○公 告

平成24年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成24年度の愛媛県立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。

平成23年 5月20日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

1 愛媛県立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成20年6月文部科学省告示第99号)4(1)及び

(2)並びに5(1)、(3)及び(5)の規定により平成21年度の第1学年、平成22年度の第2学年及び平成23年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成24年 3月8日(木)及び同日9日(金)	平成24年 2月9日(木)	平成24年 4月4日(水)
合格者の発表の日	平成24年 3月19日(月)	平成24年 3月19日(月)	平成24年 4月5日(木)

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

ア 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第61号)に示されている中学部の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件(平成21年3月文部科学省告示第39号)第2(3)の規定により平成21年度の第1学年、平成22年度の第2学年及び平成23年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

イ 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領(平成11年3月文部省告示第62号)に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成24年 3月5日(月)
合格者の発表の日	平成24年 3月21日(水)

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領(平成10年12月文部省告示第176号)に示されている各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成20年6月文部科学省告示第99号)4(1)及び(2)並びに5(1)、(3)及び(5)の規定により平成21年度の第1学年、平成22年度の第2学年及び平成23年度の第3学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

○公 告

平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、

平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成23年 5月20日

愛媛県教育委員会

教育長 藤 岡 澄

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	平成23年 7月21日(木)から 24日(日)まで	松山市立道後中学校 (松山市上市一丁目3番57号) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
中 学 校 教 員 (各教科)	平成23年 7月21日(木)から 24日(日)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
高 等 学 校 教 員 (各教科(科目)) 特別支援学校教員	平成23年 7月21日(木)から 24日(日)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1)
養 護 教 員	平成23年 7月21日(木)から 23日(土)まで	松山北高等学校 (松山市文京町4番地1) 松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)
栄 養 教 員	平成23年 7月21日(木)から 23日(土)まで	松山市立勝山中学校 (松山市清水町三丁目148番地2)

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成23年 5月23日(月)から 6月15日(水)まで(郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。)

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成24年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの
- (2) 昭和47年4月2日以降に出生した者(本県の国公立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立

学校又は公立学校をいう。以下同じ。)で5年以上の教職経験(期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。)を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときにあつては、昭和37年4月2日以降に出生した者)

なお、他の都道府県で、国公立学校の教員として勤務している者(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの(期限付任用又は臨時的任用である者を除く。)については、年齢を制限しない。

- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成24年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して郵送にて下記まで請求すること。

<請求先>

志 願 種 別	宛 先
小 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中 学 校 教 員 志 願 者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942
高 等 学 校 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912 2952
養 護 教 員 志 願 者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄 養 教 員 志 願 者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912 2942

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第34号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成23年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年 5月20日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政 治 団 体 の 名 称	代表者及び会計責任者の氏名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
自由民主党吉海支部	柳 原 能 夫	柳 瀬 修	今治市吉海町仁江1174
武智実後援会	武 智 実	森 平 久 志	伊予市中山町中山西78
池田洋助後援会「うちこ揚々会」	大 西 啓 介	田 丸 律 子	喜多郡内子町内子1995

一色伸二後援会	稲 井 和 久	一 色 守	西条市壬生川136 - 2
井上晋作後援会	井 上 晋 作	井 上 恵 子	西予市宇和町岩木1550
くわむら隆雄後援会	浅 田 二 郎	清 水 和 憲	今治市鯉池町一丁目5 - 36
坂本隆重後援会	森 木 辰 雄	三 好 稔 子	西予市宇和町山田1647
武田元介と市政を変革する会	兵 頭 喜 夫	井 上 浩 三	宇和島市新町1 - 9 - 7
北條重治後援会	大 石 輝 夫	北 條 澄 子	南宇和郡愛南町家串472
ほっとけない市民の会	渡 邊 隆 志	渡 邊 隆 志	松山市朝生田町五丁目3 - 34
宮下一郎後援会	加 幡 仁 一	宮 下 八 重	南宇和郡愛南町平瀬655
山本ひろし後援会	山 本 計 夫	薬師寺 基	宇和島市吉田町東小路甲84 - 10
八幡浜をほっとけない市民の会	横 尾 輝 彦	横 尾 輝 彦	八幡浜市昭和通り1208 - 3